

報第3号

専決処分報告について

（移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）

本市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分したので、報告する。

令和3年（2021年）2月19日提出

柏崎市長 櫻井 雅 浩

専第3号

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例の制定について

本市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

以上地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規
定により専決処分する。

令和3年（2021年）1月19日

柏崎市長 櫻井雅浩

記

新潟県柏崎市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準
を定める条例（平成24年条例第64号）の一部を次のように改正す
る。

第3条中「第2条第9号」を「第2条第10号」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

新潟県柏崎市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成24年12月21日条例第64号）

改正後	改正前
<p>(歩道) 第3条 道路（<u>法第2条第10号</u>に規定する道路をいう。以下同じ。）には、歩道を設けるものとする。ただし、道路構造令第2条第3号に規定する自転車歩行者道を設ける道路については、この限りでない。</p>	<p>(歩道) 第3条 道路（<u>法第2条第9号</u>に規定する道路をいう。以下同じ。）には、歩道を設けるものとする。ただし、道路構造令第2条第3号に規定する自転車歩行者道を設ける道路については、この限りでない。</p>